

「キャッシュワン」保証委託約款

第1条(保証委託の内容)

1. 私の委託に基づいてアコム株式会社(以下、「保証会社」という。)が負担する保証債務は、私が 株式会社じぶん銀行(以下、「銀行」という。)のキャッシュワン規約(以下、「規約」という。)に基づいて、銀行に対して負担する借入金、利息、遅延損害金、その他一切の債務を主債務とした連帯保証債務とします。
2. 保証委託の期間は、規約に基づく私と銀行との契約の期間と同一としますが、当該契約の期間が延長または更新されたときは、保証委託の期間も当然に延長または更新されるものとします。

第2条(保証債務の履行)

1. 保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、私に対して通知、催告なしに、保証会社が弁済しても異議はありません。
2. 保証会社が前項の代位弁済によって取得する権利の行使に関しては、本約款(『キャッシュワン』個人情報のお取り扱いについて)を含む。以下同じ。)のほか、規約の各条項が適用されるものとします。

第3条(求償権)

1. 私は、保証会社の私に対する求償権について直ちに弁済するものとし、その範囲は保証履行金額のほか、保証履行日以後の損害金および支払のために要した費用およびその他求償権の実行または保全のために要した費用を含むものとします。
2. 私は保証会社が代位弁済を実行した後、未払の残元本、利息、遅延損害金、費用に加え、保証会社に対する求償権債務を弁済するまでの期間においては、保証会社の保証履行金額に対して年14.5%(365日の日割り計算)による損害金を支払うことに同意します。

第4条(事前求償)

1. 私が下記の各号の1つにでも該当した場合には、第2条による代位弁済前といえども求償権を行使されても異議はありません。
 - (1)主債務の弁済期が到来したとき、または主債務の期限の利益を失ったとき
 - (2)仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始の申立があったとき
 - (3)租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき
 - (4)支払を停止したとき
 - (5)手形交換所の取引停止処分があったとき
 - (6)保証会社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき
 - (7)その他保証会社が債権保全のために必要と認めたとき

第5条(中止・解約・終了)

1. 主債務または保証会社あて債務の不履行など保証会社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでも保証会社はこの保証を中止し、または解約することができます。この場合、銀行からのその旨の事前または事後の通知をもって保証会社の通知に代えることができます。
2. 保証会社からこの保証が中止または解約されたときは、直ちに主債務の弁済その他必要な手続を取り、保証会社には負担をかけません。
3. 私と銀行との間の規約に基づく契約が終了した場合は、私と保証会社との間の保証委託契約も当然に終了することとします。この場合、私は、保証会社が保証依頼書を私あてに返却しない取り扱いをしたとしても異議ありません。
4. 第1項の場合において、私が住所変更の届出を怠る、または私が銀行もしくは保証会社からの通知を受領しないなど、私の責めに帰すべき事由により、通知が延着し、または到達しなかった場合は、通常到達す

べき時にこの保証は中止または解約されたものとします。

第6条(反社会的勢力の排除)

1. 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の1つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) この契約および銀行もしくは保証会社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行もしくは保証会社の信用を毀損し、または銀行もしくは保証会社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 私が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、保証会社はこの保証を解約することができるものとし、解約の場合は、第5条を準用するものとします。
4. 前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合にも、保証会社になんらの請求をしません。また、保証会社に損害が生じたときは、私はその責任を負います。

第7条(弁済の充当順位)

1. 私の弁済した金額が、この保証による求償債務の全額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当して差し支えありません。
2. 私が保証会社に対し、この保証による求償債務のほか他の債務を負担しているとき、私の弁済した金額が債務総額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当して差し支えありません。

第8条(通知義務・書類等の提出)

1. 私が住所、氏名、勤務先等の事項を変更し、または保証会社の求償権行使に影響のある事態が生じたときは、保証会社に対し直ちに届出をします。
2. 私は、銀行に対する借入債務の履行または保証会社に対する求償債務の履行を完了するまで、保証会社による私の財産、収入、信用等に関する調査に協力するとともに、当該調査に何ら異議を述べません。
3. 前第1項の届出を怠ったため、保証会社からなされた通知または送付された書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到着したものとします。

第9条(信用情報機関の登録)

私は、本約款に基づく契約に関する会員の個人情報(氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人識別情報および貸付日、貸付金額、入金日、残高金額、延滞、債権譲渡等の情報)を保証会社が加盟する信用情報機関に提供し、各信用情報機関は、当該個人情報をそれぞれが定める一定期間登録します。

(注) 詳しくは、「『キャッシュワン』個人情報のお取扱いについて」に記載しています。

第 10 条(住民票等の取寄せ)

保証会社が債権保全上必要とするときは、私の住民票、戸籍謄本、戸籍の附票等を取り寄せることを承諾します。

第 11 条(費用の負担)

保証会社が第 2 条第 1 項の代位弁済によって取得した権利の保全、行使もしくは処分に要した費用およびこの保証委託契約から生じた一切の費用は、私の負担とし、保証会社の請求により直ちに保証会社に支払います。

第 12 条(公正証書の作成)

私は、保証会社が請求したときには、いつでも公証人に委嘱してこの取引による債務の承認および強制執行の認諾のある公正証書の作成に必要な手続きをとるものとします。

第 13 条(契約の変更)

1. 本約款を変更した場合、保証会社は、次に定める方法で通知、公表または公告するものとします。

(1) 私の届出た住所宛に、変更内容を書面で郵送する方法

(2) 私の届出た e メールアドレス宛に、変更内容を e メールで送信する方法

(3) 保証会社のホームページ(<http://www.acom.co.jp>)または銀行のホームページ(<http://www.jibunbank.co.jp>)に変更内容を掲載する方法

2. 前項に基づき、本約款の変更内容を通知、公表または公告した後に、保証会社が定める 60 日以上の期間が経過したことをもって、保証会社は、私がある変更内容を承認したものとみなします。

第 14 条(債権の譲渡)

私は、保証会社が私に対して有する債権を第三者に譲渡されても異議を述べないものとします。

第 15 条(管轄裁判所の合意)

私は、この取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、保証会社の本社所在地または営業所所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します

「キャッシュワン」個人情報のお取扱いについて

第 1 条(個人情報の利用目的)

私は、アコム株式会社(以下、「保証会社」という。)所定の保証委託約款に基づく、株式会社じぶん銀行(以下、「銀行」という。)所定の「キャッシュワン」規約に基づくカードローン(以下、「本カードローン」という。)にかかる債務についての保証委託契約の申し込み(以下、「本申し込み」という。)にあたり、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)に基づき、本申し込みおよび本申し込みによる保証委託契約ならびに本カードローン(これらの申し込みおよび契約を併せて以下、「本契約」という。)にかかる情報を含む私の個人情報を、銀行および保証会社が、それぞれ以下の業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用することに同意します。

(1) 銀行における個人情報の利用目的

業務内容	<ul style="list-style-type: none">○ 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務○ 保険販売業務、金融商品仲介業務、クレジットカード業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務○ その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務(今後取り扱いが認められる業務を含む。)
利用目的	<ul style="list-style-type: none">○ 銀行および銀行の関連会社や提携会社の金融商品やサービスに関し、下記利用目的で利用致します。<ul style="list-style-type: none">(A)各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申し込みの受付のため(B)法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等(保証会社における審査結果を含む。)の確認のため(C)預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため(D)融資の申し込みや継続的なご利用等に際しての判断のため(E)適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため(F)与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため(G)他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため(H)私との契約や法律に基づく権利の行使や義務の履行のため(I)市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため(J)ダイレクトメールの発送・電話・Eメール等によるご案内等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため(K)提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため(L)各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため(M)その他、私との取引を適切かつ円滑に履行するため <p>なお、下記のとおり、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用しません。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 銀行法施行規則第 13 条の 6 の 6 等により、銀行は、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報については、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。○ 銀行法施行規則第 13 条の 6 の 7 等により、銀行は、業務を行う際に知り得た私に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

(2)保証会社における個人情報の利用目的

(A) 与信判断のため

(B) 与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のため

(C) 与信後の権利に関する債権譲渡等の処分および担保差し入れその他の取引のため

(D) 保証会社と私との取引および交渉経過その他の事実に関する記録保存のため

(E) 与信にかかわる商品およびサービスのご案内のため

(F) 保証会社内部における市場調査および分析ならびに金融商品およびサービスの研究および開発のため

(3)銀行および保証会社は、本人確認資料として提出された運転免許証等に記載の記号番号等を本人確認のために収集・利用することがあります。

第2条(個人情報の銀行と保証会社との相互提供)

1. 私は、本申し込みおよび本契約にかかる情報を含む私に関する以下の情報を、以下の目的の達成に必要な範囲で、銀行が保証会社に提供し、保証会社において当該情報を利用することに同意します。

<銀行より保証会社に提供される情報>

ア. 氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報等、本契約にあたり提出する書類、入力データや画面に掲載の全ての情報

イ. 銀行における借入残高、借入期間、金利、弁済額、弁済日等本契約に関する情報

ウ. 銀行における預金残高情報、他の借入金の残高情報、返済状況等、保証会社における取引管理または取引上の権利の保全に必要な全ての情報

エ. 延滞情報、破産等の情報を含む本契約に基づく債務の弁済に関する情報

オ. 借入残高、借入期間、金利、弁済額、弁済日等、銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報

<提供された情報の保証会社における利用目的>

ア. 申し込みの受付、資格確認、保証の審査、保証の決定のため

イ. 保証取引の継続的な管理のため

ウ. 法令等や契約上の権利の保全、行使や義務の履行のため

エ. 取引上必要な各種郵便物の送付のため

オ. その他私との取引の適切かつ円滑な履行のため

2. 私は、本申し込みおよび本契約にかかる情報を含む私に関する以下の情報を、以下の目的の達成に必要な範囲で、保証会社が銀行に提供し、銀行において当該情報を利用することに同意します。

<保証会社より銀行へ提供される情報>

ア. 氏名、保証会社での保証審査の結果に関する情報

イ. 保証番号や保証料金額等、保証会社における取引に関する情報

ウ. 保証会社における保証残高情報、他の保証取引に関する情報等、銀行における取引管理または取引上の権利保全に必要な情報

エ. 銀行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続きに必要な情報

オ. 保証会社において代位弁済を完了した後の求償債権の回収状況や担保目的物の処分等に関わる情報

<提供された情報の銀行における利用目的>

第1条(1)に記載の利用目的

第3条(債権譲渡)

本契約によるローン等の債権は、債権譲渡・証券化といった形式で、他の事業者等に移転することがあります。私は、その際、私の個人情報が当該債権譲渡または証券化のために必要な範囲で、債権譲渡先または証券化のために設立された特定目的会社等に提供され、当該債権の管理・回収の目的で利用されることに同意します。

第4条(管理・回収業務の委託)

申込者は銀行ならびに保証会社が、債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年10月16日法律第126号)第3条により法務大臣の許可を受けた債権回収会社に、この契約にかかる債権の回収を委託する場合は、申込者の個人情報を銀行および保証会社との間でこの契約に関する取引上の判断および同社における債権管理・回収のために必要な範囲で相互に提供・利用することに同意します。

第5条(個人信用情報機関の利用・登録等)

- 私は保証会社が加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関に、私の個人情報が登録されている場合には、保証会社がそれを返済または支払能力を調査する目的に利用することに同意します。
- 私は、本申し込みおよび本契約に基づく以下の個人情報(その履歴を含む。)が、保証会社が加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって、返済または支払能力を調査する目的に利用されることに同意します。

登録情報	登録期間(各個人信用情報機関の連絡先等は第6条に記載)	
	株式会社日本信用情報機構	株式会社シー・アイ・シー
本人を特定するための情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間	下記の情報のいずれかが登録されている期間
本契約に係る申し込みをした事実	当該申込日から6ヶ月を超えない間	保証会社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
本契約に係る客観的な取引事実	契約継続中および完済日から5年を超えない期間(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年を超えない期間)	契約期間中および契約終了後5年以内
債務の支払を遅滞等した事実	当該事実の発生日から5年を超えない期間(ただし、延滞情報については延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年を超えない期間)	契約期間中および契約終了後5年間

3. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持・苦情処理・個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

4. 第2項に記載されている、保証会社が加盟する個人信用情報機関に登録する情報は以下のとおりです。

(1)株式会社日本信用情報機構

本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等)、および取引事実に関する情報(債権回収、債務管理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)。

(2)株式会社シー・アイ・シー

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、等。

契約の種類、契約日、契約額、貸付額、支払回数等契約内容に関する情報、等。

利用残高、支払日、完済日、延滞支払状況に関する情報、等。

第 6 条(保証会社が加盟する個人信用情報機関と同機関と提携する個人信用情報機関の名称等)

保証会社が加盟する個人信用情報機関は下表(1)および(2)の機関で、両機関は相互に提携するとともに(3)の機関と提携しています。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(銀行および保証会社ではできません。)

個人信用情報機関名	ホームページアドレス・電話番号
(1) 株式会社日本信用情報機構	http://www.jicc.co.jp/ TEL 0570-055-955
(2) 株式会社シー・アイ・シー (C I C)	http://www.cic.co.jp/ TEL0120-810-414
(3) 全国銀行個人信用情報センター (K S C)	http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html TEL03-3214-5020

第 7 条(個人情報の利用・提供の停止)

銀行および保証会社は、第1条(1)銀行における個人情報の利用目的(J)(K)、(2)保証会社における個人情報の利用目的(E)に基づくダイレクトメールの発送・電話・Eメール等によるご案内等については、私から個人情報の利用・提供の停止の申し出があったときは、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用・提供を停止する措置をとります。

第 8 条(本同意事項に不同意の場合)

銀行および保証会社は、申込者等が本申し込みおよび本契約に必要な記載事項(契約書表面で契約者が記載すべき事項)の記載を希望しない場合および本同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合、本申し込みおよび本契約をお断りすることがあります。ただし、第1条(1)(I)(J)(K)に同意しない場合でも、これを理由に銀行および保証会社が本申し込みおよび本契約をお断りすることはありません。

第 9 条(開示・訂正等)

個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)第25条から第27条に規定する開示、訂正、利用・提供の停止の手続については、銀行および保証会社はそれぞれのホームページ(銀行ホームページアドレス:<http://www.jibunbank.co.jp/> 保証会社ホームページアドレス:<http://www.acom.co.jp/>)に掲載します。なお、第5条に規定する個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。

以上